

# 知的財産権(知的所有権)講座

## 「著作権法」を考える

アビリティガーデン 第6能力開発室 桜井 博行  
(生涯職業能力開発促進センター)

著作権法は、124箇条と民法の1044条、商法の851条等に比較して条文数は相当に少ない。

少ないとはいっても、124箇条を子細に検討することはきわめて困難であり、条文解釈だけでも一般的なA5製本で500頁は優に超える(著作権法逐条講義:加戸守行著)。さらに、学説上の論点、主要判例を網羅するとなると、同様の換算で1000頁以下にとどめることは難しいであろう。

それはこの度、有斐閣から発行された著作権法の体系書である「著作権法概説(田村善之著)」のボリュームからも想定される(ちなみに本書は本文のみでも500頁余りある)。

本稿は、係る著作権法の概要提示を目的の一としており、Vol.6まではこれに主眼をおいて述べてきた。同時に本稿はまた、著作権に関する契約、ないし著作権処理等についての知識の提供も目的の1と考えている。

概要の提示がこれまでの内容で十分でないとしても、後者についても一通り触れなければ本稿の目的上不完全履行となってしまう。

そこで、今回からは著作権契約・処理にウエイトをおいた内容について述べることにする。

### 1. 契 約

「契約」とはなんぞや、の問いに答えるには、係る契約が、いかなるカテゴリーで使われているかを考慮する必要がある。

広く一般的な意味に解する場合は、「契約」すな

わち「約束」としても何ら問題ないと思われる。

ところが、これが法律の世界での契約ということになれば、契約を約束と置き換えただけでは正確さを欠く場合があるのみならず、時として意味・内容上合致しない場合もある。

本稿で契約とは特に断りのない限り、法律上の契約であると考えてほしい。

ここで、契約とは、対立する複数の意思表示の合致によって成立する法律行為である。また、法律行為とは、意思表示という法律事実を要素とした法律要件である。

すなわち、法律関係の形成を当事者の意思表示にゆだねるという原則(私的自治の原則)の前提として、意思に基づく法律関係の処理を論理的・体系的に行うための法技術概念であり、一般に、行為者が希望したとおりの内容を法律上そのまま認める行為である、とされる<sup>1)</sup>。

このため契約は、法律的な意味・拘束力を持つ点において、必ずしもそうでない約束と異なる。同僚と一杯飲む約束をすっばかした場合、信義上・道義上は望ましくはないが、法律上の責任追及が認められることはないであろう。ところが、契約といった場合は、契約に沿った履行がなされなければ、裁判所の判決によって強制執行をなすことも可能である(ただし、強制執行になじまないものは除く:例えば労務提供の債務)。これが契約と約束の決定的な違いである。

契約は著作権のみならず、生活のあらゆる分野で問題となる法律行為である。したがってなるべく詳

細に述べるのが望ましいのであるが、誌面の都合上この程度にしよう。

## 2. 著作権譲渡契約

著作権譲渡契約は、わが国においては、出版契約、利用許諾契約等に比し圧倒的にその件数は少ない。

しかし、権利変動の内容としては、有体物の所有権移転に相当するものであり、著作権に関わる契約として最初に検討すべきものであろう。

そこで、図1に典型と思われる著作権譲渡契約書を示し、次いで、これに簡単にコメント加えることによって著作権譲渡契約について概説する。

### 2.1 \*1について

不動産・興行権・無体財産権・船舶・航空機または営業の譲渡契約書にある契約金額に応じた収入印紙を添付することが必要である。印紙税の納付が義務づけられてはいるが、納付しないことにより印紙税法上の責任追及はあり得るにしても、これの納付と係る著作権譲渡契約の成立とは無関係である。

なお、印紙税法上、著作権等の知的財産権は無体財産権といわれており、契約金額が1万円未満の場合は非課税である。

### 2.2 \*2について

「〇〇（以下、「甲」という）および（以下、「乙」という）は、甲から乙への著作権の譲渡について、以下のとおり契約を締結する」のような文は、前文といわれ、必ずなければならないというものではないが、通常、係る書面がいかなる性格を有するものであるかを記述し、この内容は個々の条文解釈の指針となる。

### 2.3 \*3について

ここでは契約当事者の甲と乙が自然人であるとしてあげたが、法人である場合は「株式会社 代表取締役 印」ということになる。

### 2.4 1条について

法律条文にならぬ目的を最初にあげた。係る契約が何を目的になされるものであるかを明確にし、以下の内容の具体化につなげようとするものである。

なお、本契約書ではなしていないが、契約条項全

体を通して、用語を明確にしておいたほうが解釈の疑義をなくし、紛争の事前抑止等に有用であると考えられる場合は、定義規定を設けることを検討すべきであろう。

### 2.5 2条について

契約に係る譲渡の対価がいくらか、支払いをどのようにするかは、契約当事者にとってきわめて重要である。もう少しきめ細かい規定にしようとするなら、係る創作物が著作物であるとして契約するが、第三者機関の鑑定等により著作物性が否定された場合の契約の効力、支払われた代金の取り扱い等について触れることになる。

また、当該著作物の著作権処理が不完全で、これがために譲受人たる乙が損害を被った場合に、これの甲への請求、譲渡の代金の減額、あるいはこれを乙に返還するという内容にすることも考えられる。

著作権で問題になることは少ないであろうが、特許の場合は無効になった場合の扱い（特に権利譲渡に際し支払われた代金の扱い）は、契約事項として必須である。

### 2.6 3条について

著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない権利である（59条）。

譲渡になじまない権利ゆえ著作権を譲り受けた者（乙）が当該著作物の利用場面に応じた改変をするために、あるいは将来の可能性に備え、権利者の著作者人格権（主に20条の同一性保持権）を制限したい場合に用いる。なお、不行使条項で許容される改変はきわめて狭い範囲と心得たい。

## 3. 著作権譲渡登録

著作物ないしは著作権について著作権法は、登録制度を規定している（75条から78条の2）。

係る登録について留意すべきは、登録は著作権の発生・保護要件ではないことである（無方式主義：17条2項）。工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の権利発生が登録を要件としているのと大きく異なる（方式主義：特許法66条等）。

それゆえ、以下に述べる著作権の譲渡（権利の移

収 入  
印 紙  
\* 1

## 著作権譲渡契約書

〇〇（以下、「甲」という）および（以下、「乙」という）は、甲から乙への著作権の譲渡について、以下のとおり契約を締結する。\* 2

（目的）

第 1 条

- 1 甲および乙は「（以下、「本件著作物」という）」が、次項の譲渡前は甲の著作物であることを（甲が著作権者であることを）確認する。
- 2 甲は乙に対し、本件著作物に関わるすべての権利（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）を譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

（譲渡代金）

第 2 条

- 1 本件著作物の著作権譲渡に関わる代金は、金 百円とし、乙は当該契約成立から 以内に甲の指定する口座に振り込むものとする。
- 2 前項の振り込むに要する費用は乙の負担とする。

（著作者人格権）

第 3 条

- 1 本件著作物に関し甲が著作者人格権を行使するときには、乙の同意を得なければならない。乙が甲に対し、第三者に対する著作者人格権の行使を要請した場合、甲はこれに応諾するものとするとともに乙の代位行使も許容する。
- 2 乙は本件著作物を必要に応じ改変・修正等することができるものとし、甲は乙に対し同一性保持権を行使しない。
- 3 乙は本件著作物の利用にあたり、作者の表示をし、あるいはしないことができる。ただし、前項による改変が著しい場合の作者の表示については、乙は甲と協議しなければならない。

（登録）

第 4 条

- 1 乙が当該著作権譲渡の登録をしようとする場合、これに協力する義務を負う。
- 2 前項の登録に要する費用は乙の負担とする。

（裁判管轄権）

第 5 条 本契約から生じる訴訟を管轄する裁判所は、 地方裁判所とし、他の裁判所への訴えは認められないものとする。

（協議解決）

第 6 条 本契約に定めなき事項および疑義が生じた事項については、甲・乙は友好的に協議のうえ処理解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し甲および乙は記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲： 県 市 町 丁目 番 号  
印 \* 3

乙： 県 市大字 字  
印

図 1 2)

転)の登録の効果も、「第三者対抗要件」であり、譲渡の効力発生要件ではない。

すなわち、契約当事者(著作権者とこれの譲受人)間では、譲渡と譲受の意思表示の合致だけで契約は成立するのである。

ならば、ここでいう「第三者対抗要件」とは何だろうか。

著作権の譲渡の第三者対抗要件は、77条に規定されている。内容の具体化のために、例をあげよう。

著作権者A(自らが著作者である場合、権利者から権利を譲受した者)が、Xに当該権利を譲渡し、かつYにも譲渡したとする。AとX、AとYの関係はそれぞれ同等の当事者関係に立ち、XとYは本件については当事者ではなく、第三者ということになる。

収 入 印 紙 § 1	著作権登録申請書  年 月 日  文化庁長官 殿  1 著作物の題号(フリガナ)  2 権利の表示並びに登録の原因およびその発生年月日  3 登録の目的  4 前登録の年月日および登録番号  5 申請者 (登録権利者) 住所(居所) 氏名(名称)(フリガナ) 代理人 住所(居所) 氏名(名称)(フリガナ) (登録義務者) 住所(居所) 氏名(名称)(フリガナ) 代理人 住所(居所) 氏名(名称)(フリガナ)  6 添付資料の目録
-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

図2

第三者関係にあるXとYは、当事者関係にないので、お互い(XとYの間では)自己が権利者であることの主張はできない。だが、同じ条件で、Xが著作権譲渡の登録を備えた場合は、対抗力を持つのであるから、Yに対し自己が権利者であるとの主張ができるのである(77条本文)。

すなわち、条文のいう「登録しなければ第三者に対抗できない」とは、移転等の登録をしなければ第三者に対して法律上の主張ができないことを意味する。ここで「対抗」は法律上の主張をいうのであるから事実行為として自分が権利者であると主張するのは自由である。だが、法律上の主張ではないのであるから、係る主張を法律は支援してくれない。登録が効果を発揮するのは、あくまでも第三者間であり、その登録を早く備えた者が優先する。

著作権譲渡とは直接関係ないが、参考までに紹介すると、例えば民法177条の不動産物権変動の対抗要件としての登記、道路運送車両法5条の登録自動

車の所有権の対抗要件としての登録は、全く同旨の規定である。

図2に著作権登録申請書の様式をあげ、今稿を締めたい。次回も著作権契約・処理、およびこれに関連する著作権登録等について述べるつもりである。また、事情が許せば11月28日に行われた著作権法学会の内容を紹介したいと思っている。

§1の収入印紙の貼付は、登録免許税の納付を意味する。収入印紙の貼付という形態だけを見れば前記契約書の作成と同じであるが、その課税根拠法は異なる。

すなわち、登録申請書は登録免許税法が、契約書は印紙税法が、課税根拠法である。

ちなみに、登録免許税法が定める著作権移転の登録免許税額は、1件あたり1万8000円である。

#### 参考文献

- 1) 竹内, 松尾, 塩野編:「新法律学事典」p.1301, 有斐閣.
- 2) 遠藤浩編:「契約書式実務百科(下)」p.851-p.852, ぎょうせい.